

実際に相談窓口寄せられた 相談事例をご紹介します！



事例①

新聞広告を見て健康食品を一つ購入したが、その後、立て続けに同じ健康食品が届くようになり、購入業者に確認してみたら定期購入になっていた。

事例②

電話販売業者の代理店と名乗る者から光回線の乗り換えの電話勧誘がきた。「今より料金が安くなる」と言われたが、説明がよく聞き取りにくく契約するか迷っている。どうしたらいいか。

消費者へアドバイス

- 契約内容をしっかりと確認しましょう！
- 電話勧誘の提供するサービスはメリットだけではありません！
- 契約書をしっかりと読みましょう！

契約する前にちょっと待って!!

- 本当に必要な商品・サービスか再確認しましたか？
- 契約を最後まで続けられますか？
- 中途解約ができる契約ですか？
- 契約の全ての内容を理解していますか？
- 誰かに相談しなくても大丈夫ですか？

「おかしいな」「困った」と思ったときはすぐにご相談ください！

長野県東信消費生活センター 0268(27)8517

総務課庶務係(消費生活相談窓口) (32)3111

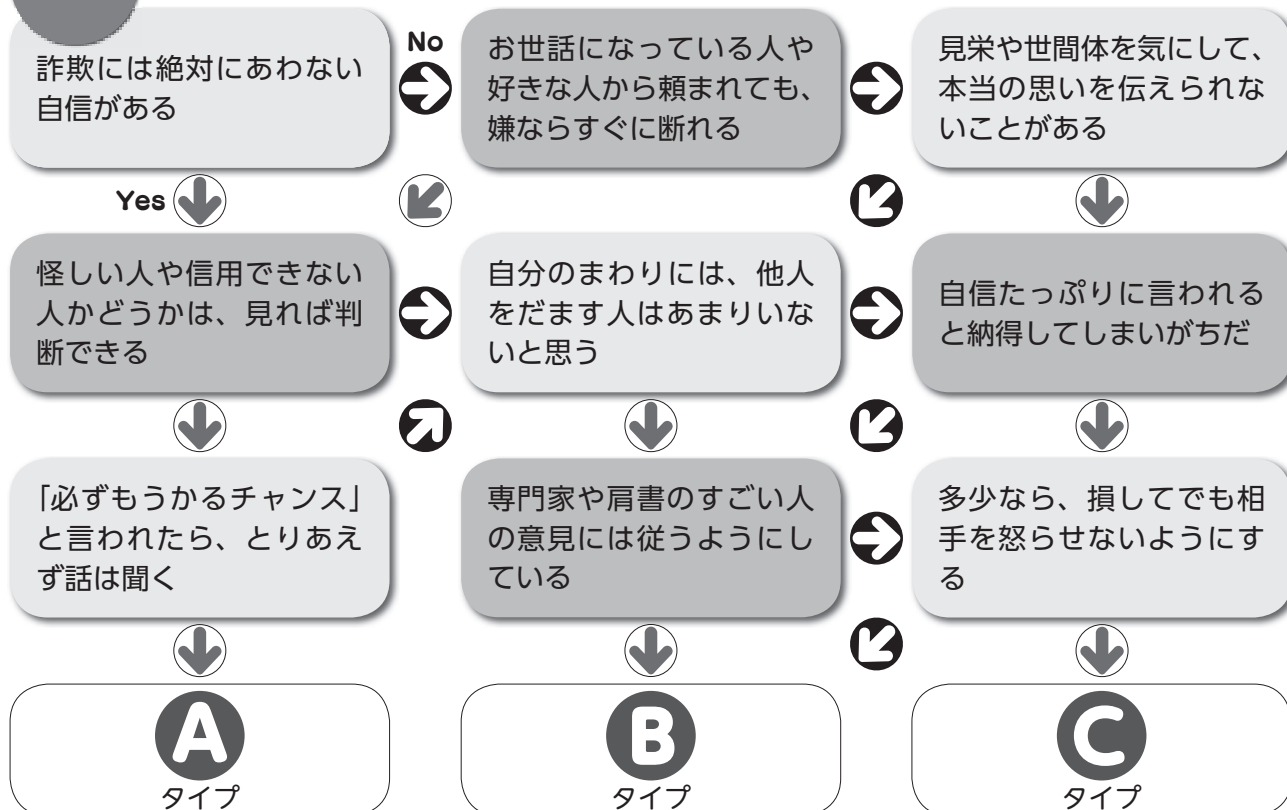
「消費者ホットライン」 188番

※地方公共団体が設置している消費生活相談窓口(役場)につながります。

問い合わせ先
長野県東信消費生活センター 0268(27)8517
総務課庶務係(消費生活相談窓口) (32)3111

あなたはどのタイプ？ だまされタイプ診断

スタート



	特徴・アドバイス	こんな手口に注意！
A タイプ	<p>相手の話間違いがないと確信する自信家タイプ</p> <p>特徴: プライドが高く判断に自信があり、話に説得力のあるリアリティを感じると、信じて要求を受け入れてしまうタイプ。被害に気づきにくく、忠告を無視して妄信しがち。</p> <p>アドバイス: 判断に自信があっても、だましのプロによって練られたうそや隠蔽には気づけません。お金を支払う前に消費生活センターや専門家に相談するなど、慎重に考えましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨の勧誘トラブル ● マルチ取引 ● サイドビジネス商法
B タイプ	<p>うまい話かもと乗ってしまうお人よしタイプ</p> <p>特徴: “お人よし”で信用しすぎるタイプ。少し怪しそうな感じがしても「こんなに親切で優しい人が自分を餌食にするはずはない」「疑うなんて失礼」と信じて従いがち。</p> <p>アドバイス: 普段は人の言葉を素直に受け取っていたとしても、お金が絡む話になったら、損得にかかわらず、さっと警戒して冷静になる練習をしましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 還付金詐欺 ● ネットの通販詐欺 ● 住宅の点検商法 ● SF商法 ● 原野商法の二次被害
C タイプ	<p>面倒を避けたいと相手の要求をのむ穏便志向タイプ</p> <p>特徴: 感情に流されてだまされてしまうタイプ。困っている相手に同情したり、要求に応えないと罪悪感を抱いたり断るのが怖くなったりし、場を収めようとして押し切られがち。</p> <p>アドバイス: 説得に根負けしないストレス耐性を身につけましょう。恥ずかしさや不安を感じたときこそ練習の機会です。平静を保ち最善の対処ができる強い心を鍛えましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 送りつけ商法 ● 架空請求 ● ワンクリック請求 ● 悪質な訪問買い取り（押し買い）

2019年版「くらしの豆知識」(国民生活センター発行)より